

# 地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和3年10月7日)

[件名]

- 1 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査合格に係る中国電力からの報告等について  
(原子力安全対策課) … 2
- 2 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について  
(第80報)  
(原子力安全対策課) … 7
- 3 島根原子力発電所1号機廃止措置の実施状況等について(第7報)  
(原子力安全対策課) … 8
- 4 令和3年度原子力防災訓練(島根原子力発電所及び人形峠環境技術センター対応)について  
(原子力安全対策課) … 9

危機管理局

## 島根原子力発電所 2号機の新規制基準適合性審査合格に係る 中国電力からの報告等について

令和3年10月7日  
原子力安全対策課

9月15日、島根原子力発電所2号機が新規制基準適合性審査に合格したことを受け、県では同日、中国電力から審査合格の報告を受け、原子力安全対策プロジェクトチーム会議〔コアメンバー〕を開催して今後の対応等を協議しました。

翌16日、資源エネルギー庁長官から島根2号機再稼働に向けた政府の方針について説明を受けました。(いずれもウェブ方式)

### 1 中国電力からの報告

- (1) 日 時 9月15日(水) 午後5時40分から午後6時まで  
(2) 場 所 災害対策本部室(県庁第二庁舎3階) ※ウェブ方式  
(3) 出席者 〔県〕知事、危機管理局長  
〔中国電力〕芦谷代表取締役副社長執行役員電源事業本部長\*  
 籾根執行役員鳥取支社長兼電源事業本部島根原子力本部副本部長  
 \*ウェブ参加

#### (4) 結果概要

- 中国電力から、島根2号機が原子力規制委員会の新規制基準適合性審査に合格したことについて報告があった。
- 県から、審査内容の住民や議会等への丁寧な説明を要請するとともに、安全協定の改定協議の再開等について要請を行い、中国電力の了承を得た。

### 2 令和3年度第1回原子力安全対策プロジェクトチーム会議〔コアメンバー〕

- (1) 日 時 9月15日(水) 午後6時から午後6時30分まで  
(2) 場 所 災害対策本部室(県庁第二庁舎3階) ※ウェブ方式  
(3) 出席者 〔県〕知事、危機管理局長  
〔市〕米子市長\*、境港市長\*  
〔中国電力〕芦谷代表取締役副社長執行役員電源事業本部長\*  
 籾根執行役員鳥取支社長兼電源事業本部島根原子力本部副本部長  
 \*ウェブ参加

#### (4) 結果概要

- 中国電力から、審査結果の概要について説明を受けた。
- 中国電力から、島根2号機の新規制基準適合性審査結果及び県が中国電力に求めた7項目※への対応状況について説明があった。  
 ※平成25年11月21日、安全協定に基づき中国電力が県に対して行った島根2号機の新規制基準適合性審査申請に係る事前報告について、同年12月17日に県から中国電力への回答(意見を留保)に際して付した7つの条件(立地と同等の対応、住民説明会の開催、地震・津波・シビアアクシデント対策の適切な対応等)。
- 県、米子市、境港市で今後の対応等について以下のとおり確認した。
  - ・中国電力に対して、審査結果等に関する住民、議会、自治体への十分な説明を求めていく
  - ・安全協定の改定について協議を再開すること、また、中国電力から納得ができる回答が得られなければ再稼働判断に影響を与える
  - ・再稼働判断については、原子力安全顧問、住民の意見をよく聴き、議会とも協議し、県と米子市、境港市が緊密に連携を取りながら対応していく
  - ・再稼働について県と市の判断がなければ、島根2号機は稼働することがないよう中国電力に求めていく

### 3 資源エネルギー庁長官からの説明

- (1) 日 時 9月16日(木) 午後6時20分から午後6時40分まで  
(2) 場 所 災害対策本部室(県庁第二庁舎3階) ※ウェブ方式  
(3) 出席者 〔県〕知事、危機管理局長  
〔資源エネルギー庁〕保坂長官\* \*ウェブ参加

#### (4) 結果概要

- 長官から、島根2号機が新規制基準適合性審査に合格したことを受け、再稼働に求められる安全性が確保されることが確認されたことから、再稼働を進めていく政府方針の説明とその理解について要請があった。
- 知事から、再稼働を進めると一方的に言われても当惑するだけであり、十分な財源のない中で事故時のリスクを負う周辺自治体の厳しい状況を訴えた。また、事前了解について立地自治体と同等に扱うよう中国電力を指導するよう求めた。一方で、これは制度の不備であり、制度の改善を求めていく。

#### 4 令和3年度第1回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会

- (1) 日 時 10月5日(火) 午後5時30分から午後5時50分まで
- (2) 場 所 災害対策本部室(県庁第二庁舎3階) ※ウェブ方式
- (3) 出席者 [県] 危機管理局長  
[市] 米子市総務部防災安全監\*、境港市総務部防災監\*  
[中国電力] 長谷川常務執行役員電源事業本部島根原子力本部副本部長\*  
 藪根執行役員鳥取支社長兼電源事業本部島根原子力本部副本部長\*  
 \*ウェブ参加

#### (4) 結果概要

- 鳥取県、米子市、境港市から中国電力に対して、改定を求めている4項目の確認を行い、早期の改定を申し入れた。併せて、改定が長期にわたり行われなかった理由、中国電力が島根県の周辺自治体に説明した「事前了解権は立地自治体固有の規定」について内容説明を求めた。
- 中国電力から、次回協議会で改定案を提示すること(「協定の本文改定が必要と考えている」と発言)、県、市の説明の求めに対する回答を行うと回答があった。

#### 5 知事・市長による島根原子力発電所2号機の現地視察

- (1) 日 時 10月6日(水) 午後2時30分から午後5時30分まで
- (2) 場 所 島根原子力発電所(島根県松江市鹿島町)
- (3) 出席者 [県] 知事  
[市] 米子市長、境港市長

#### (4) 結果概要

- 新規制基準に対応した安全対策及び県と市が求めていた汚染水対策について現地で実際に確認した。今後、これらの対策の評価については県原子力安全顧問の専門的な意見を聞く。
- 安全協定の改定については今後の協議会での回答を求めた。

#### 6 住民説明会の開催

- (1) 日時・場所 10月24日(日) 午後2時から午後5時まで 米子市文化ホール  
10月30日(土) 午後2時から午後5時まで SANKO夢みなとタワー
- (2) 出席者 [県] 副知事  
[市] 米子市長、境港市長
- (3) 説明者 原子力規制庁、内閣府、資源エネルギー庁、中国電力
- (4) その他 中国電力も独自に住民説明会を開催(境港市10/15、米子市10/18)

#### 7 今後の対応

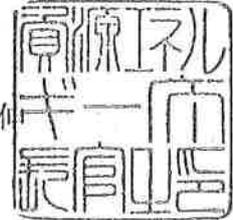
- 県は、安全協定に基づく島根2号機審査申請に係る中国電力からの事前報告に対して、報告の可否に関する最終的な意見を留保し、原子力規制委員会及び中国電力から審査結果について説明を受け、県議会、原子力安全顧問、米子市、境港市の意見を聴いた上で提出するとしている。
- 県では、安全を第一義として、まずは中国電力や国から審査結果等について説明を聞くとともに、住民説明会等での説明を求める。その後、原子力安全顧問、住民、米子市及び境港市の意見を聴き、県議会とも協議を行い、その意向を踏まえて、慎重に判断していく。
- 中国電力に対し、安全協定の立地自治体と同等の内容への改定を求めていく。

# 経 済 産 業 省

20210915 資庁第1号  
令和3年9月15日

鳥取県知事 平井 伸治 殿

資源エネルギー庁長官 保坂 伸



中国電力株式会社島根原子力発電所2号炉の再稼働へ向けた政府の方針について

日頃から、エネルギー政策、原子力政策の推進に当たって、貴殿には、特段のご理解とご協力を賜り、心から感謝いたします。

原子力については、エネルギー基本計画において、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源であると位置付けるとともに、原子力規制委員会により世界で最も厳しい規制水準（以下「新規制基準」という。）に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進めることが政府の方針です。

島根原子力発電所2号炉については、令和3年9月15日、原子力規制委員会によって、新規制基準に適合すると認められ、原子炉設置変更許可が行われました。これにより、島根原子力発電所2号炉については、再稼働に求められる安全性が確保されることが確認されました。

したがって、国として、エネルギー基本計画に基づき、別紙のとおり、島根原子力発電所2号炉の再稼働を進めてまいります。

このような方針を踏まえ、今後、鳥取県をはじめ、関係自治体等の皆様に対し、新規制基準への適合審査の結果や、エネルギー政策・原子力政策の内容、原子力災害対策の内容等を丁寧に説明してまいります。

こうした国の対応について、ご理解とご協力を賜るようお願い申し上げます。

## 経 済 産 業 省

令和3年9月15日

経済産業大臣 梶山 弘志

中国電力株式会社島根原子力発電所2号炉の再稼働へ向けた政府の方針について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故から10年超が経過し、これまでに10基の原子力発電所が、原子力規制委員会により新規制基準を満たすと認められ、再稼働しました。しかしながら、今なお、国民の皆様の中に再稼働に対する不安の声があることは承知しています。

一方、世界各国が参加するパリ協定が発効し、気候変動問題は人類共通の喫緊の課題として世界各国が取り組まねばならないものとして認識されています。こうした世界的な状況も踏まえ、我が国は昨年10月に「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言するとともに、本年4月には、2030年度の新たな温室効果ガス削減目標として、2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるとの新たな方針を示しました。この実現に向け、あらゆる選択肢を追求していく中で、安全確保を大前提とした上で、脱炭素電源である原子力発電の活用は、責任あるエネルギー政策を実行していくために欠かすことができないものと考えています。

エネルギー基本計画においては、原子力発電は重要なベースロード電源であり、安全性の確保を最優先に再稼働を進めていく方針としています。

その上で、原子力政策が直面している最大の課題は、原子力に対する社会的信頼の回復にあります。エネルギー・原子力政策に責任を有する経済産業大臣として、原子力に対する社会的信頼を回復できるよう、先頭に立って最善を尽くします。

このような認識の下、国として、下記の方針に従って、島根原子力発電所2号炉の再稼働を進めてまいります。

## 記

1. 原子力については、エネルギー基本計画において、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源であると位置付けるとともに、原子力規制委員会により世界で最も厳しい規制水準（以下「新規制基準」という。）に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進めることとしている。
2. 島根原子力発電所2号炉については、原子力利用における安全の確保を図ることを任務とする、独立した原子力規制委員会によって、新規制基準に適合すると認められ、原子炉設置変更許可が行われた。これにより、島根原子力発電所2号炉については、再稼働に求められる安全性が確保されることが確認された。  
したがって、政府として、エネルギー基本計画に基づき、島根原子力発電所2号炉の再稼働を進めることとする。
3. このような政府の方針について、エネルギー基本計画等に基づき、政府として、立地自治体等の関係者の理解と協力を得るよう取り組むこととし、新規制基準への適合審査の結果や、エネルギー政策・原子力政策の内容、原子力災害対策の内容等を丁寧に説明していく。
4. また、避難計画を含む地域防災計画について、政府として、計画の更なる充実のための支援やその内容の確認を行うとともに、計画の改善強化に継続して取り組んでいく。
5. 実際の再稼働は、今後、原子力規制委員会によって、工事計画認可等所要の法令上の手続きが進められた上で行われる。さらに、再稼働後についても、政府は、関係法令に基づき、責任をもって対処する。

## 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について（第80報）

令和3年10月7日

原子力安全対策課

平成25年12月25日に申請が行われた島根原子力発電所2号機並びに平成28年7月4日に申請が行われた同2号機に係る特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る原子力規制委員会の新規制基準適合性審査の状況等は次のとおりです。

### 1 工事計画認可申請の補正（1回目）

中国電力は、平成25年12月25日に提出した島根原子力発電所2号機の工事計画認可申請の補正書を10月1日に原子力規制委員会へ提出した。中国電力は、今後、今回の補正に反映されていない耐震性などの評価を進め、再び、補正書として提出する予定。

今回の補正の理由は、9月15日に取得した原子炉設置変更許可の内容を工事計画に反映させるもの。

※ 原子炉設置変更許可では原子炉の基本設計や方針などを審査し、工事計画では、原子炉の詳細な設計が原子炉設置変更許可と整合し、かつ、技術上の基準に適合していることについて審査する。

#### <主な補正内容>

- 9月15日に取得した設置変更許可の内容を工事計画に反映させるもの。  
基準地震動を600ガルから820ガルに修正する等の自然現象に関する評価見直しに伴う設計変更や新規設置するフィルタベント、ガスタービン発電機等の設備仕様等を追加
- 工事工程について、安全対策工事の完了時期を2021年度内から2022年度内へ変更。
- 記載の充実化。

### 2 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る審査会合

\*前回の報告（平成28年9月15日）以降の審査会合

回数（開催日）	議題	概要
開催なし		*直近は平成28年9月13日の1回目

※特定重大事故等対処施設は、本体の設計及び工事の計画の認可日から5年以内に完成することが必要

### 3 その他

9月24日（金）、島根2号機の新規制基準適合性審査に関し、中国電力による自治体向けの35回目説明会が開催され、本県を含む関係自治体の職員が出席した（公開、一般傍聴可）。

# 島根原子力発電所 1号機廃止措置の実施状況等について（第7報）

令和3年10月7日  
原子力安全対策課

中国電力は、平成29年4月19日に認可された島根1号機の廃止措置計画の変更認可申請を10月1日に原子力規制委員会へ提出しました。現在の島根1号機は、解体工事準備期間（廃止措置の第1段階、2021年度まで）として、解体工事に向けた汚染状況の調査、汚染の除去、新燃料の搬出及び放射線管理区域外の設備の解体撤去が進められています。

## 1 島根1号機の廃止措置計画変更認可申請

### (1) 廃止措置計画変更の理由

9月15日に取得した島根2号機の設置変更許可において、島根1号機に関係する変更部分を廃止措置計画に反映させる申請。

### (2) 廃止措置計画変更認可申請の内容（主なもの）

- 新規規制基準では溢水源となる屋外タンクの撤去が求められており、そのため、溢水源となり得る1号機の屋外タンク2基の使用を取りやめる。
- 新規規制基準で求められている火災対策のため、固体廃棄物処理の固化材を可燃性のプラスチックから不燃性のセメントへ変更する。1号機も2号機も同じ施設で固化処理をするため、1号機廃止措置計画での変更が必要となったもの。
- 津波対策として、1号機取水槽からの津波流入を防止するために流路縮小工を設置し、取水槽への海水流入を少なくして循環水ポンプを停止する。このため、放水口における廃液中の放射性物質濃度を同じにするために放射性液体廃棄物の放出量を減少させる（放出管理目標値を下げる）。

### (3) 申請に対する県の対応

#### ア 原子力安全顧問による確認

当該計画変更の内容が、県民の安全確保等に影響を及ぼすものではないことを8月30日に原子力安全顧問に確認していただいた。

#### イ 安全協定上の扱い

今回の変更内容が、安全協定運営要綱に定める「県民の安全確保等に影響を及ぼすおそれがある計画変更」に該当しないため、安全協定に基づく事前報告を要する「重要な変更」に該当しないものとして、取り扱う。

## 2 廃止措置の作業進捗状況

平成29年度に認可された廃止措置計画に基づき、2045年までの約30年を4つの段階に区分し、島根1号機のすべての施設・設備を解体撤去していきます。現在は、第1段階（解体工事準備期間）を実施中。

項目	主な作業	期間
燃料搬出及び譲渡し	・新燃料の除染、搬出	H30.9.7に新燃料の搬出完了
汚染状況の調査	・原子炉格納容器内設備の放射化汚染調査及び評価	H29.8.9～実施中
	・管理区域内建物、機器の表面汚染調査及び評価	H29.7.28～実施中
汚染の除去	・除染範囲選定及び方法の検討 ・系統除染工事	H29.8.28～実施中 R2.11.16～R2.11.30
管理区域外の設備・機器の解体撤去	・解体機器選定及び方法の検討	H29.8.9～実施中
	・管理区域外設備解体撤去工事	H30.12.3～実施中
	（窒素ガス制御設備）	(H30.12.3～H30.12.28)
	（中央制御室制御盤（一部））	(R1.5.27～R2.7.31)
	（主変圧器・所内変圧器）	(R2.11.2～R3.3.31)
（主変圧器基礎部）	(R3.7.1～実施中)	

## 令和3年度原子力防災訓練（島根原子力発電所及び人形峠環境技術センター対応）について

令和3年10月7日  
原子力安全対策課

今年度の島根原子力発電所及び人形峠環境技術センター対応の鳥取県原子力防災訓練について、緊急時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の練度維持を図ることを目的として、次のとおり行います。

### 1 鳥取県原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）（今回で11回目、島根県等との共同訓練）

鳥取県・米子市・境港市及び各関係機関等との連携要領及び対応要領を確認し、県広域住民避難計画等の更なる実効性向上を図ることとしています。

#### （1）期日

令和4年2月2日（水）：図上訓練　〔本部等運営訓練〕  
2月5日（土）：実動訓練　〔機能別訓練〕

#### （2）場所

県庁、西部総合事務所、米子市役所、境港市役所　他

#### （3）主な参加機関（予定）

鳥取県、島根県、米子市、境港市、松江市、出雲市、安来市、雲南市　他

#### （4）主な訓練項目

- ・本部等運営訓練
- ・緊急時モニタリング訓練
- ・住民避難訓練　他

#### （5）備考

※訓練詳細は、主要機関会議による関係自治体・機関との連携調整等により決定します。

※本年度は、機能別訓練として8月8日に船舶避難訓練、8月21日に避難退域時検査訓練及び県営避難所開設を先行実施しています。

### 2 鳥取県原子力防災訓練（人形峠環境技術センター対応）（今回で22回目、岡山県等との共同訓練）

岡山県等関係機関と災害時対応手順の確認を行うとともに、機能別訓練項目として、緊急時モニタリング訓練、資機材展開訓練等を行い、関係職員の理解及び防災技術の維持向上を図ることとしています。

#### （1）期日

令和3年11月中

#### （2）場所

県庁、中部総合事務所、原子力環境センター、三朝町、その他県内各所

#### （3）主な参加機関（予定）

鳥取県、岡山県、三朝町、鳥取県警察本部、中部消防局、人形峠環境技術センター　他

#### （4）主な訓練項目

- ・本部等運営訓練
- ・オフサイトセンター訓練
- ・緊急時モニタリング訓練
- ・資機材展開訓練
- ・交通規制等訓練　他